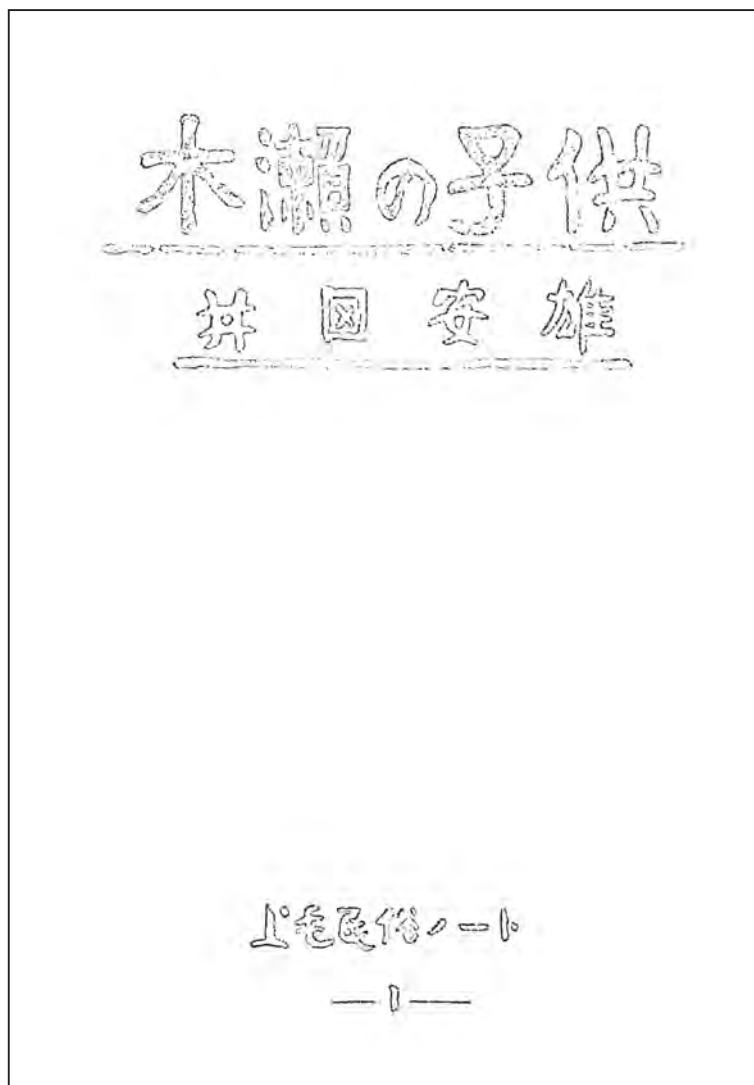


上毛民俗ノート1 木瀬の子供

復刊版



群馬地域文化振興会

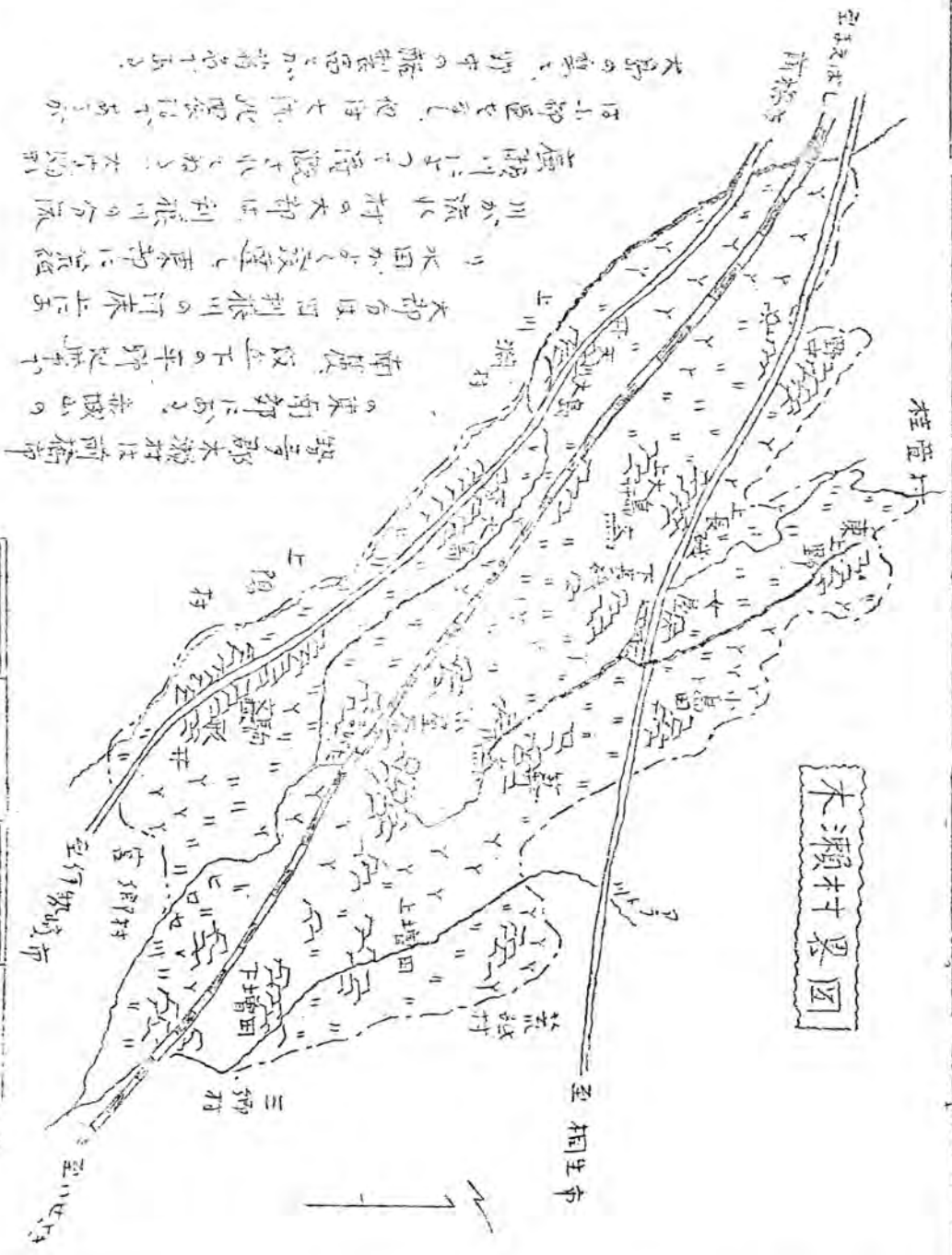
木瀬の子供

井園安雄

上毛民俗ノ一ト

— 1 —

木瀬村畧図



智子郡木瀬村は前橋市
 の東南部にあり、赤城山の
 南麓、碓氷下の平野地帯に
 大部は四割振川の汀床にあ
 り水田が多く発達し、東部は荒
 川が流れる村の大部は利根川が分派
 荒酸川によりて流れて水とぬり、大正
 10年小部をとり、抱持して此聖地と
 大島と並べ、物守の龍形を思ふか、



木瀬と其の附近の子供組

(一九四五年夏休み採集)

井田安雄

イ、木瀬村東上野
子供組々織

小学校一年より中学三年まで
親方は中学三年のもの

ロ、神社行事

神社掃除

燈籠

天神講

し、土わし

小学一年以上、
男女別、交互。

鎮守様のお祭の時、

四月八日、十月十七日

(オクシテ)

小学三年以上、小学生と

中学生とは別、又男女別。

字がうまくなるため、天神

様におげる字を全負かく。

三月二十一日、村中毎戸

ドンゴ焼

悪魔払いとてまわす、

一月十四日。小屋は一つ

建て、その小屋を村の

卒業生(子供組脱退者)

が来てひつくりかえす。

(尚燈籠の時の費用は村中一軒一軒

まわつてカンケイと称し一戸二十

ハ、青年団との関係

中学を卒業すると入団する。但しこ

れは任意。

ニ、制裁

現在には忠告する程度。

ホ、子供の権利としての行事

石合戦 桂萱村堀之下とする。(全負)

ハ 公認の悪戯
石合戦 以前は隣の女屋へ石合戦を
したが、今はしなくなつた。

イ 組織
四、木セ村上長磯

小学二年以上 中学二年まで、入るの
は任意であるが、兄貴が居ると入れない。
中は二年生のものが、製方で、三年にな
るとやめる。

新しく入るものは新卒と称し、前から
居るものより仕事が多く課せられる
(学年が上であつても) 又灯籠の際の
費用も前から居る者は二十回(但昭和廿
四年)であるが、新兵は五十回である。

ロ 制裁
子供の行事に無断欠席したものは幹
部が鉄券制裁をしたが今はしない。
ハ 行事

ハ 籠
二年以上 小学二年まで

天神様：七月廿二日
天神様：八月廿三日
費用：子供組負は二十回

新 号、は五十回、
子供組負の居りい家の
らり金(款任意)をせり。

神社に夜泊する事
初午の夜と、おハニチの晩に灯籠
組負で泊る。この時は灯籠

二、公認の悪戯

石合戦 野中と共同しては貝とや

イ 組織
五、木セ村下長磯

小学三年以上 中学二年まで、中学三
年おぼろこすぐやめる。以前は兄貴
が居ると入れなかつたが、今では居て
も入れる。

ロ 行事

灯籠

神社

おしようにんさま

地蔵様 (じりやきを上げ、)

じりやま 地蔵。

天神様

神社の灯籠の暁 (初午とオウニ)には

拜殿にとまつて村の人が上げらる

赤飯を食う。

天神講

男々別

一月十四日

神社掃除 中学生 (男々)

(尚灯籠の費用は村中まわって集めらる。)

イ 組織

小学五年から中学二年まで、中学三年

になりと止める。

ロ 行事

灯籠

近戸神社内石尊太叔現 (祇園祭の時七月廿八日) (祇園の前夜神社にとまる)

近戸神社、四月三日 (この日は村中で神楽をすす。)

十月十七日、オウニニチは寺院本堂にとまる。初十の暁には泊らず。

金銭関係、毎戸寄進をうけに歩く寄進が足らなかつたときは氏子総代の人が金を出してくる。

天神講 各小字毎にする。宿は年長者の家、翌朝素足で近戸神社境内の天神宮に参拜する。

公認の悪戯 泥合戦 昔は下長碓としたが今はこま。

七、木上増田

A 字、大塚田

八、

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

イ. 組織

小学生、中学生、男全部、任意の会、
中学三年生が親分。

ロ. 行事

灯笼 諏訪神社（浅河神社）

七月廿七日、十月、七月

世話人（吉番制）の人が、話を
話をして、お金は太極の中で出

子供は灯笼をつけるのみ。

天神講 聖朝諏訪神社内の末社天神

宮にゆき参りする。

ウ. 宇宮下

イ. 組織

小学一年から中学三年まで

ロ. 行事

灯笼 十月九日、おせんもゆ様

（千手観音、近戸神社境内にあり）

をおまつりする。
費用は毎戸等進による。大人が

助言する。（係の人は毎年交代）
天神講 小学一年から中学三年まで

聖朝千手観音にお参りする。

ウ. 宇宮下

灯笼 天神様

ロ. 宇宮下

灯笼 じりやま葉師

イ. 組織

小学、年齢不問

ロ. 行事

灯笼 葉師（昼は奉納相模を、大

が、カタリがあり葉師様は勝負事

がきらいだといふので今はしな

い）

天王様（八坂宮）大人の人が
世話をしてくれる。費用は村の

天神講 六年以上 中学三年まで、

参加してはいない。

イ 組織 小学一年より 卒業三年まで、
行事 小学全休として 近戸神社の行事を
ける。氏子総代加念を心懸して行事、

イ 組織 四年以上 中学三年まで
行事 日暗毎に墓地の清掃をする、
但し 須永では一月に一回程度。
(戦後にやり出した)

ロ 小学が自治的組織をもつていす事、
子供がその役目を祭祀方面で果して
いす。

ロ 下増田では戦後子供組の機能が全く
無力化してゐる。

⑨ 鎮守が大字統一の目標として、の役目
を果していす事、

八、木セ村大字下増田、

九、木瀬村小屋原

A、中屋敷、奥原

○ 神社掃除、小学三年以上の男生、

○ 小屋原も下増田と同様戦後子供組の
機能、が著しく減じたようである、

日暗毎にすす。

○ 子供は学校へ行事以外に打の行事に

十、木セ村 駒形

○神社掃除等臨時（各丁毎に大かう）

一丁目には琴平神社、二丁目には助前神社

といふように。

○祇園の時各丁が毎年にき、

一かきすき、晝夜兼行

○一般的に、従来子供が関係して来た

祭祀に戦後青年が関係するようになった

つたこと、それは青年の人数が多く

青年の仕事がたかくなったためたと云、

十一、木瀬町大字野中

イ、組織

小学三年以上、中学三年まで、中学卒

業と共に脱会であった。従来は免費

が来ると入れなかつたが今はこの制

限なく、又学年もかまわなくなつた。

親分、；中学三年生全部

世話人、；中学二年生、この世話人は

報酬へ銘筆やノート）が他の者

より多少多い、他は平等。

ロ、行事

灯籠 神社（八幡宮）四月二日一

番奉）十月十五日（オウシヤ）

この時は神社に泊る。

天神講 十二月、一月、三月の二十四日、

参加自由 上組、中組、下組、前卒

と各組に分れてす。

四月七日 お祝廻様の飾りつけ。

小学三年以上、中学三年まで、

ハ、金銭関係

灯籠の費用は祭典係の人が心配

く水。但し新しく出来た野中、

東風堂社宅は各戸寄進に歩く、

灯籠の費用に、余った時は、

ノートを買つて組に分配する

ニ、制裁

組員に不都合があつた場合には親方

（中学三年生全部）が忠告する程度

ホ、公認の票戯

片貝と石合戦した。